

## 食品安全モニターからの報告（平成20年7月分）について

食品安全モニターから7月中に、35件の報告がありました。

### 報告内容

#### <意見等>

・ 食品安全委員会活動一般関係	9件
・ リスクコミュニケーション関係	1件
・ BSE関係	1件
・ 農薬関係	3件
・ 動物用医薬品関係	1件
・ 器具・容器包装関係	1件
・ 遺伝子組換え食品等関係	2件
・ 食品衛生管理関係	5件
・ 食品表示関係	4件
・ その他	8件

(注) 複数の分野に関係する報告については、便宜上いずれかの分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載するとともに、併せて、リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコメントがありましたので掲載しております。

凡例) 食品安全モニターの職務経験区分：

#### ○食品関係業務経験者

- ・ 現在もしくは過去において、食品の生産、加工、流通、販売等に関する職業（飲食物調理従事者、会社・団体等役員などを含む）に就いた経験を5年以上有している方
- ・ 過去に食品の安全に関する行政に従事した経験を5年以上有している方

#### ○食品関係研究職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、試験研究機関（民間の試験研究機関を含む）、大学等で食品の研究に関する専門的な職業に就いた経験を5年以上有している方

#### ○医療・教育職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、医療・教育に関する職業（医師、獣医師、薬剤師、看護師、小中高校教師等）に就いた経験を5年以上有している方

#### ○その他消費者一般

- ・ 上記の項目に該当しない方

## 1. 食品安全委員会活動一般関係

### ○ 食品安全委員会のこれまでとこれからについて

政府は、消費者庁の創設を具体化する中で、食品安全委員会も含めて、食の安全システムの見直しを始めているとのこと。食品安全行政の要の機関として設立された食品安全委員会の存在意義が改めて問われている。リスク評価のみにとどまらず、施策の実施状況を勧告する権限や緊急時の対応においても存在感を示してほしい。

(福岡県 男性 57歳 食品関係業務経験者)

### ○ 重要性を増す食品安全委員会の役割

平成15年7月、食品安全基本法により、食品安全委員会が厚生労働省や農林水産省などのリスク管理機関から独立して内閣府に設置された。5年間の地道な努力に関わらず、食品関連事業者による偽装や不正が多発し、国民の不安と行政に対する不満は増大している。食品安全委員会への国民の期待は大きくなっている。

(北海道 男性 68歳 医療・教育職経験者)

### ○ 今後の食品安全委員会のあり方について

現在、食品を担当する省庁を整理・統合して、食品安全庁を設置し、食品安全委員会は、機構改革をして食品安全政策局に格上げするとともに、強力な権限を与える必要がある。また、食品安全基本法に食品安全モニター制度を規定し、有資格者による質の高い情報を確保することが必要である。

(宮城県 男性 64歳 食品関係業務経験者)

### ○ 消費者庁創設の動きについて

消費者庁として発足する場合は、各地の消費生活センターを発展的に解消し、新たな消費生活センターとして内閣府の下に設け、消費生活に加えて食についても担当すると国民の意見が行政に反映されるようにする必要がある。

(三重県 男性 63歳 その他消費者一般)

### 【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会の今後のあり方等について、貴重な御意見をいただきありがとうございます。ありがとうございます。

政府においては、来年度からの消費者庁（仮称）の設置に向けて、「消費者行政推進基本計画」（平成20年6月27日閣議決定）に基づき、その準備を進めていますが、食品安全委員会の位置付けについては、今までどおり、内閣府に存置することとされました。食品安全委員会としては、科学に基づいて、客観的かつ中立公正な立場から、これまでどおりその役割をしっかりと発揮していくことが重要であると考えています。

また、本年7月に設立5周年という節目を迎えたことから、これまでの5年間の実績を総括し、委員会の業務のあり方の見直しに向けた検討を開始しました。モニターの皆様におかれましても、今後とも率直な御意見、御提案等をいただければ幸いです。

**○ 食品安全モニター会議に参加して**

初めて食品安全モニター会議に参加し、とても勉強になった。特に、参加者の意識が高いこと、食品関係事業者である自分にとっては、「顧客の意識」が高いことを改めて認識した。会議の内容をまずは社内に周知することにより、従業員の意識向上に役立てていきたいと思う。

(福岡県 男性 45歳 食品関係業務経験者)

**○ 食品安全モニター会議に参加して**

今年のモニター会議では、小グループに分かれての意見交換が良かった。他のモニターの皆様が、日頃食品安全について考えていることや取り組んでいることを聞き、大変有意義だった。

(秋田県 女性 29歳 その他消費者一般)

**○ 食品安全モニター会議に参加して**

先日、初めて食品安全モニター会議に出席しました。講義は、リスク分析に関する内容で、大変勉強になりました。モニター活動終了後も、このような講義の機会があれば参加したいと思います。

(岐阜県 女性 31歳 食品関係業務経験者)

**○ 食品安全モニター会議に出席して**

大阪での食品安全モニター会議に出席しました。この会議は非常に有意義でしたので、ぜひ年1度ではなく、2回以上開催していただけることを希望します。また、食品安全モニターとしての役割と責任の重大さも痛感しました。

(奈良県 男性 48歳 医療・教育職経験者)

**○ 参加しやすい食品安全モニター会議にしませんか**

まず会場を増やしましょう。九州沖縄で1会場となると沖縄・鹿児島・宮崎は遠くて日帰りが困難です。そして、平日でなく土日の会場も設定しましょう。勤め人は参加できません。参加できることがモニターの資格要件になっているのは、幅広いモニター参加を制限することになっています。

(福岡県 男性 58歳 食品関係業務経験者)

**【食品安全委員会からのコメント】**

食品安全モニター会議の運営やあり方等について御意見ありがとうございます。

平成20年度の食品安全モニター会議は、5月から6月にかけて全国7都市において計10回開催し、多くのモニターの方々に御出席いただきました。会議では当委員会の役割や取組、また、有害物質や残留農薬などの具体的なテーマを取り上げ、リスク評価の実際などについて、知識や理解を深めていただくとともに、当委員会委員やリスク管理機関の担当者も加わった形で意見交換を行いました。さらに、モニターの皆様からの御要望にお応えする形で、今年度からモニターの方々が交流できる時間を設けて改善を図りました。

食品安全モニター会議につきましては、会議後のアンケートでいただいた御意見・御要望を参考にしながら、よりよいものとなるよう努めてまいります。

なお、食品安全モニターの皆様方には、日常の生活を通じ、食品安全委員会が行

った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品に関する安全性などについて御意見をいただくこととともに、食品の安全性の確保に関しても御意見などをお寄せいただくことから、食品に関する一定の知識や業務経験、資格などをお持ちの方を対象としています。また、当委員会が発信する情報を日常の生活を通じて可能な範囲で地域の方々に伝えていただき、地域での反応、声を踏まえた意見・情報などを寄せていただくなど、委員会と地域との間で意見・情報の交換を促進する橋渡しの役割も願っています。

また、会議で出された主な意見やアンケートなどの概要については、当委員会のホームページに掲載しておりますので、御覧ください。

<http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai249/dai249kai-siryou4.pdf>

## 2. リスクコミュニケーション関係

### ○ 冊子「どうやって守るの？ 食べ物の安全性」の活用について

フリースクールで「食品の安全性」についての授業の中で、冊子「どうやって守るの？ 食べ物の安全性」を教材として取り上げた。学習前と学習後で、食品の安全性に関する意識調査を行ったところ、「ハザード」や「リスクコミュニケーション」についての理解度が高まっていた。この冊子の普及を望む。

(北海道 男性 68歳 医療・教育職経験者)

#### 【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、国民の皆様へ食品の安全性について理解を深めていただくため、季刊誌やパンフレット等の刊行物、ホームページやメールマガジン等を通じて、適切な情報の発信に努めております。

19年度に制作した冊子「どうやって守るの？ 食べ物の安全性」は、当委員会が行う食育推進活動の一環として、主としてリスク分析の考え方について分かりやすく解説した冊子です。

本冊子につきましては、当委員会のホームページに掲載し、都道府県などの地方自治体や図書館などへ送付するとともに、全国各地の食品安全モニターの皆様から地域の方々へ配布していただくなど、様々な機会を捉えて紹介しているところです。今後とも引き続き、よりわかりやすい解説を心がけるとともに、その内容を広く周知してまいります。

(参考)

冊子「どうやって守るの？ 食べ物の安全性」：

<http://www.fsc.go.jp/sonota/kids-box/foodsafety/index.html>

キッズボックス：

<http://www.fsc.go.jp/sonota/kids-box.html>

### 3. BSE関係

#### ○ 米国産牛肉輸入問題

米国から米国産牛肉の輸入条件撤廃を求められているが、農林水産省・厚生労働省とは別に、食品安全委員会が独自に米国生産農場に調査に行き、牛への肉骨粉給与の有無やトレーサビリティの実情を調査してきてほしい。一層の安心確保となるであろう。

(埼玉県 男性 64歳 食品関係業務経験者)

#### 【食品安全委員会からのコメント】

米国からの牛肉輸入に関しては、リスク管理機関である厚生労働省と農林水産省が輸出プログラムの遵守が確保されるよう、適切に管理することとなっております。

なお、食品安全委員会では評価結果に基づいた施策の状況を把握するとともに、リスク管理機関からの報告を受けること等により、状況の把握に努めています。

### 4. 農薬関係

#### ○ 残留農薬の分析結果について

ポジティブリスト制導入で、残留基準の分析項目は拡充、強化されたが、行政機関の公表及び分析機関の対応は十分ではない。分析項目をすべて公表し、消費者に判断材料を提供する必要がある。また、分析機関による差が生じないように、精度管理が必要ではないか。

(大分県 男性 64歳 食品関係研究職経験者)

#### 【厚生労働省からのコメント】

ポジティブリスト制度導入後に、各自治体並びに各検疫所が実施した食品中の残留農薬等の検査結果については、現在集計を進めているところであり、集計後、速やかに厚生労働省のホームページに公表いたします。

分析機関の検査結果については、輸入、流通等の可否を判断する手段となるため、その信頼性の確保が必要です。

そのため、国では、各自治体等を対象として研修会を開催する等、指導の徹底を通知し、検査の実施や分析機関に対する指導に資するよう努めているところです。また、食品衛生法施行規則において、登録検査機関は、自らが精度管理を行うとともに外部精度管理調査を定期的に受けることと規定しています。

このように、分析機関における精度管理に対する措置を講じているところです。

#### ○ モニター会議における農薬に関する質疑応答について

島根県における農薬散布による被害が報じられた頃、モニター会議に出席した。出席者から、農薬散布と野菜の出荷時期について及び散布の際の周辺の農産物への農薬汚染についての質問がされたが、明快な回答は得られなかった。消費者は農薬に敏感である。農産物への散布、出荷等、現場での実施者への厳しい指導がなされるべきと考える。

(福岡県 女性 72歳 医療・教育職経験者)

### 【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、食品に残留する農薬の安全性について、最新の科学的知見に基づき、客観的・中立的な立場から審議し、一日摂取許容量（ADI）の設定等を行っています。また、リスク管理機関である厚生労働省や農林水産省において農薬の残留基準や使用基準を定めているところです。

なお、モニター会議において回答が困難であった質問については、会議終了後、質問された方に回答させていただいております。御意見を踏まえ、モニター会議がよりよいものとなるよう改善に努めてまいります。

### 【厚生労働省からのコメント】

農産物の出荷時においては、生産者自らが食品衛生法に規定する残留農薬基準に照らして逸脱しないものを出荷すべきことが法律で定められています。

出荷後の監視については、各自治体が毎年度策定する監視指導計画に基づいて実施します。そこで違反が見つかった場合には、廃棄命令等の食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることが可能であり、違反者に対しては罰則規定もあります。

こうした規制や法令遵守に関しては、各自治体が講習会を開く等により周知・指導しているところです。

### 【農林水産省からのコメント】

本年5月26日早朝、島根県出雲市において、出雲市が松くい虫被害防除のための空中散布を行い、同日、多数の児童等が目のかゆみ等を訴えたことについては、現在、事業実施主体の同市において、薬剤の専門家等を含む「健康被害原因調査委員会」を設置し、その詳細な事実関係の把握と原因の究明について論議を重ねていると島根県から聞いており、同委員会でのその論議について注視しているところです。

農薬については、農薬取締法に基づき、農林水産大臣が登録する際に、残留農薬基準を超えない使用の方法を農薬使用基準として定め、農薬のラベルに表示することになっています。また、農薬の使用者は、農薬を使用する時には、このラベルの表示（農薬使用基準）の遵守が義務付けられています。

残留農薬基準のポジティブリスト化が施行された後も、登録農薬をラベルの表示にしたがって使用すれば、農産物に残留基準値を超える農薬が残留することはないと考えています。

農林水産省では、農薬の適正使用の徹底のため都道府県や農業者団体と連携しながら、地方農政局職員による巡回点検・指導を行うとともに、都道府県等が行う農薬安全使用のための研修会への支援なども行っています。

なお、周辺の他の作物に散布された農薬が飛散（ドリフト）することで問題が生じることも考えられますので、ドリフトを防止するため、関係機関の協力の下に、「農薬散布時のドリフト防止対策ガイダンス」を策定し、現在、リーフレット・マニュアル等を作成し、その普及・啓蒙を進めているところです。

今後とも、農薬の安全使用の確保に向けた取組の充実強化を行うとともに、生産者を含む関係者の方々に正確で分かりやすい情報を提供するよう努めてまいります。

## ○ 輸入食品検査情報の公表と検疫強化について

アフリカ産コーヒー豆（モカコーヒー）から基準値以上の残留農薬が検出され輸入が全面停止しているという一部報道があったが、食品安全委員会ももっとパブリシティして情報公開に努めるべきではないか。また検疫体制をさらに強化することも急務である。

（北海道 男性 39歳 食品関係業務経験者）

### 【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会においては、食品危害情報や危害要因となる物質や事柄についての科学的特性に関する情報をホームページ等を通じて随時提供しておりますが、本事案のように、多くの国から輸入される食品についてそれぞれ講じられている措置、監視状況等に関する情報については、厚生労働省において公表しているところです。

なお、国民の健康に重大な影響を及ぼす可能性がある場合などの緊急的な状況においては、食品安全委員会、厚生労働省など関係府省が連携して情報提供するほか、被害を未然に防止するために必要な措置を講じることとしております。

### 【厚生労働省からのコメント】

エチオピア産コーヒー豆については、本年4月末以降、輸入時のモニタリング検査において基準値を超えるγ-BHC、DDT、クロルデン及びヘプタクロル（いずれも有機塩素系農薬）が検出されました（いずれも直ちに健康に影響を及ぼす検出量ではありません）。

このため、本年5月、エチオピア産コーヒー豆について食品衛生法に基づく検査命令を適用し、輸入者に対し、輸入の都度、上記の4農薬の検査実施を義務付け（DDTについては7月）、この検査に合格した貨物しか輸入を認めないこととしています。

現在、エチオピア政府に対して本件に係る原因究明及び再発防止対策を要請しているところであり、引き続き、違反品が我が国に輸入されないよう適切に対応したいと考えています。

## 5. 動物用医薬品関係

### ○ 抗生物質・抗菌剤が投与された養殖物について

抗生物質や合成抗菌剤等の水産養殖魚介類への大量投与は、近年、減少してきているとも言われているが、特に我が国が魚介類を輸入している国において、未だに行われている可能性があり、海外産の養殖魚介類に含まれる抗生物質や合成抗菌剤等について、体内への長年にわたる蓄積による耐性等の弊害、子孫への影響の有無を含めてリスク評価を行う必要があると考える。

（広島県 男性 66歳 食品関係研究職経験者）

### 【食品安全委員会からのコメント】

水産養殖魚介類を含む家畜等に使用される抗生物質等の食品健康影響評価（リスク評価）については、国内で使用される物質だけでなく、海外で使用される物質に

についても食品中の残留基準の設定に伴う厚生労働省からの要請を受けて評価を行ってきているところです。評価に当たっては、それらの物質の残留性や急性毒性、亜急性毒性、慢性毒性・発がん性、生殖発生毒性、遺伝毒性等に関する科学的知見に基づき、長期間の摂取による影響や生殖に対する影響等も検討された上で評価結果が出されることとなります。

また、抗生物質や合成抗菌剤の抗菌性物質が動物用医薬品等として使用された場合に選択（生き残り、増殖すること）される薬剤耐性菌の影響については、飼料添加物として指定されている抗菌性物質及びそれらと同系統の動物用医薬品、並びに薬事法に基づく承認や再審査を行おうとする動物用医薬品に関して評価を行っているところです。

〈肥料・飼料専門調査会〉

<http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/index.html>

なお、これらの評価については、国際機関等における検討状況、国内外における科学的知見等を踏まえた上で、評価対象物質や評価範囲等について、今後とも検討していく必要があると考えています。

#### 【厚生労働省からのコメント】

食品中に残留する農薬等（農薬、飼料添加物及び動物用医薬品）の規制について、平成18年5月29日からいわゆるポジティブリスト制度が施行されており、抗生物質、抗菌剤については、新たに国際基準等を参考に、残留基準値を設定するとともに、残留基準が設定されていないものは、含有してはならないこととされています。

また、これらの残留基準については、食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼し、順次、残留基準の見直しを検討しております。

抗生物質、抗菌剤が残留している実態を把握し、適切な行政対応を図るため、都道府県等及び検疫所においてモニタリング検査を実施しております。

## 6. 器具・容器包装関係

### ○ ビスフェノールAに関する詳しい情報開示を

ビスフェノールAがプラスチック製品だけでなく、金属の腐食防止のため、食品缶詰の内部などにも使われていることを知り驚きました。ビスフェノールAは、このように意外なものに使われているかもしれないので、詳しい情報開示を希望します。

（高知県 女性 49歳 その他消費者一般）

#### 【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、食品の摂取と健康影響に関する情報などを広く国民に提供する一環として、対象となる物質についてQ&A等の作成に取り組んでいます。

器具・容器包装から溶出するビスフェノールAについてのQ&Aもホームページ等に掲載し、情報提供しています。

ビスフェノールAは、主にポリカーボネート樹脂、エポキシ樹脂などの原料として使用されている物質で、ポリカーボネート樹脂の製造過程で未反応のビスフェノ

ールAが残留するため、製品の中にごく微量のビスフェノールAが含まれています。また、缶詰等の内面塗装剤にエポキシ樹脂が使用されており、内容物にビスフェノールAが溶出する可能性があります。

詳細はホームページに掲載しておりますので御参照ください。

[http://www.fsc.go.jp/sonota/sonota\\_qa/bisphenol\\_a.pdf](http://www.fsc.go.jp/sonota/sonota_qa/bisphenol_a.pdf)

また、環境省の「化学物質の環境リスク評価第3巻」第1編（2004年公表）に記載されているビスフェノールAの用途としては、上記の他にフェノール樹脂、可塑性ポリエステル、酸化防止剤、塩化ビニル安定剤などや、エンブラ（ポリサルホン、ビスマレイミドトリアジン、ポリアリレート）の原料として用いられるとされています。

詳細はホームページに掲載されていますので御参照ください。

[http://www.env.go.jp/chemi/report/h16-01/pdf/chap01/02\\_2\\_15.pdf](http://www.env.go.jp/chemi/report/h16-01/pdf/chap01/02_2_15.pdf)

なお、食品安全委員会では、厚生労働省からの評価の依頼に基づき、器具・容器包装専門調査会において評価中です。詳細はホームページに掲載しておりますので御参照ください。

<http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai246/dai246kai-gijigaiyou.html>

#### 【厚生労働省からのコメント】

厚生労働省では、ビスフェノールAが人の健康に与える影響に関する評価を食品安全委員会に依頼しています。また、消費者の方々に対してはビスフェノールAについての御理解を深めていただくためのQ&Aをホームページ上にて公開しております。

今後とも、ビスフェノールAに関する新たな情報を入手する都度、遅滞なくQ&Aを更新するなど、常に最新の正しい情報を提供できるようにいたします。

## 7. 遺伝子組換え食品等関係

### ○ 遺伝子組換え食品について

遺伝子組換え食品について、①食品衛生法で「遺伝子組換えでない」との表示を義務づけること ②バイオテクノロジー戦略推進官民会議において食品の安全面を審議するとともに、作物の栽培国からも情報収集することの2点を提案したい。

(宮城県 64歳 男性 食品関係業務経験者)

### ○ 遺伝子組換え食品について

たとえば、遺伝子組換え大豆を含んだ食品でも、当該大豆の混入割合が5%以内なら「遺伝子組換え大豆でない」と表示できる。「遺伝子組換え大豆は使用していません」という表現は、消費者に誤解を与えると思う。また、遺伝子組換え食品を数世代にわたり給餌したうえで、遺伝子レベルの検証をすることが必要である。

(広島県 男性 66歳 食品関係研究職経験者)

#### 【食品安全委員会からのコメント】

遺伝子組換え食品の安全性評価は、食品安全委員会において評価基準を定め、これに基づき、これまで食経験のある従来品種との比較により行っております。

主な評価項目は、

- ①導入された遺伝子及びそれによって生産されるタンパク質の有害性
- ②遺伝子を導入することによる意図しない有害性
- ③食品中の含有成分が従来品種と比較して大きく変化したり、新たな成分が生産されていないか

などがあります。

一般に、食品の安全性を食品そのままの形で、動物を用いた試験によって評価することは大きな技術的困難が伴うため通常は用いられませんが、前述の詳細な評価により安全性が十分に確認できない場合には、慢性毒性試験や生殖毒性試験などの試験を行うことが評価基準に規定されています。

このように、遺伝子組換え食品の安全性評価は、科学的知見に基づき適切に評価を行っております。

#### 【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

遺伝子組換え農作物については、品種ごとに、

- ① 食品としての安全性は「食品安全基本法」及び「食品衛生法」
- ② 我が国の野生動植物への影響は「カルタヘナ法」

に基づいて、科学的に評価し、安全性が確認されたものだけが輸入、流通、生産される仕組みとなっています。

こうした安全性が確認された大豆、とうもろこしなど7種類の遺伝子組換え農産物及びその加工品について、食品衛生法及びJAS法に基づき、遺伝子組換えのもの及びこれが不分別のものに対して表示を義務付けているところです。安全性の確認の手続きを経たものが使用されていることを表示することが食品衛生法の目的であることから、「遺伝子組換えでない」との表示を義務づける意義は食品の安全性の観点からは乏しいと考えています。

また、非遺伝子組換え農産物と遺伝子組換え農産物の分別生産流通管理については、農産物及び加工食品の生産・流通実態からみて、分別生産流通管理を適切に行った場合においても、現実的にはその完全な分別は困難であり、遺伝子組換えのものが最大で5%程度混入することは否定できないことから、5%以下の意図せざる混入をやむを得ないものとして認めております。一方で、意図した混入と認められる場合には、混入率が5%以下であっても「遺伝子組み換え食品でない」旨の表示はできないため、取締りの対象となります。

遺伝子組換え食品の表示制度は、農産物の流通の実情を踏まえ、総合的に検討した上で定められており、直ちに制度を見直す状況にあるとは考えていませんが、遺伝子組換え表示の実態を把握するためのモニタリング調査を引き続き行うとともに、コーデックスなどの国際的な規格の検討状況等を注視してまいりたいと考えています。

## 8. 食品衛生管理関係

### ○ 魚介類に寄生する線虫類のリスクについて

鮭鱒、いか類、鱈、鯨などに寄生する寄生虫成体、シスト※、卵は、凍結、加熱などにより死滅しますが、ホタルイカの活食では線虫が胃壁から体内に入ることがあります。関係省庁の適切な指導で対処が可能か御検討頂ければ幸いです。

(広島県 男性 66歳 食品関係研究職経験者)

※多くの原生生物の生活環における、一つまたは多数の外皮に囲まれた非運動性段階の虫体。嚢子。

「土壌原生生物データベース 用語集」 「原生動物学入門」 より

<http://soilprot.job.affrc.go.jp/terminology/Jpn-sa.html>

#### 【厚生労働省からのコメント】

厚生労働省は各都道府県等に対して「生食用ホタルイカの取扱いについて」（平成12年6月21日付け衛食第110号、衛乳第125号）を発出し、ホタルイカに寄生する旋尾線虫による幼虫移行症の発生を未然に防止するため、関係業者及び一般消費者に対して情報提供に努めるようお願いしているところです。

### ○ バター5000トンの輸入決定と安全性

バターの生産調整による販売縮小が公表されて以来、一般消費者の購買量が急増し、ついに欧米からの緊急輸入が決定された。安全性についての議論はされたのだろうか。

(京都府 女性 44歳 その他消費者一般)

#### 【厚生労働省からのコメント】

輸入バターについては、輸入食品モニタリング計画において、抗菌性物質、農薬、添加物、微生物規格に係る検査を実施しているほか、自主的な衛生管理の一環として、輸入者に対して定期的な自主検査の実施を指導しているところです。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

### ○ 中国産食品について

岡山で参加した食品安全モニター会議において、中国産食品が話題になっていました。今一度、中国産食品の安全性の見直しを図っていただきたいと思います。より良い改善を期待しています。

(香川県 女性 34歳 食品関係業務経験者)

### ○ 異物混入への対応について

スーパーでサンドイッチを購入したところ、金属片が混入していたため、保健所に届け出た。こういったずさんな管理をしている企業に対する行政機関の対応に疑問を感じる。人体に影響を及ぼす事件が起こる前に改善し措置することが担当行政機関の役割であり、安易に製造・流通を繰り返す企業の存在を容認しない姿勢を求めたい。

(北海道 男性 65歳 食品関係業務経験者)

## ○ 異物混入が疑われる場合の消費者としての対応について

ペットボトル飲料を水筒に移し、コップに移し替えて飲もうとしたところ、浮遊物を発見した。どの段階での混入かは判断がつかない。パッケージには「お客様相談室」の電話番号が記載されているが、連絡をするには勇気が必要である。消費者が多大な勇気を払わなくても、些細な疑問や不信を解決できるような糸口が示されていれば、食に対する安心感がもっと得られるようになるのではないだろうか。

(北海道 女性 37歳 食品関係業務経験者)

## 9. 食品表示関係

### ○ 賞味期限の位置づけについて

賞味期限の本来の意味からすれば、期限切れでも食することは問題ないはずですが。期限切れだという理由で廃棄される食品の廃棄量はかなり多く、こうした現実が食糧難・国内自給率の低迷を更に深刻化させています。行政は、賞味期限の位置づけを明確にしてほしいと思います。

(岐阜県 女性 31歳 食品関係業務経験者)

### 【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

厚生労働省及び農林水産省は、賞味期限を経過した食品は、それをもって直ちに食品衛生上問題が生じるものではないとしており、食品の無駄な廃棄をしないような呼びかけを行っているところです。農林水産省では、賞味期限前の食品が廃棄されている現状を踏まえ、「食品ロスの削減に向けた検討会」において、事業者の適切な期限表示設定のあり方等について検討していくことを考えています。

なお、厚生労働省及び農林水産省では、消費者の皆様は食品の期限表示（賞味期限や消費期限）を正しく理解していただき、食品を無駄にせず、環境のことも考えた食生活を送っていただくための情報をホームページにおいて分かり易く解説しておりますので、御参考にして下さい。

[http://www.maff.go.jp/j/jas/bakabon\\_mama/index.html](http://www.maff.go.jp/j/jas/bakabon_mama/index.html)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hyouji/dl/pamph10.pdf>

### ○ 食品の偽装表示から考えること

人道的に考えても起こりえなかったことが現実の事件となっている。日本農林規格（JAS）法の公平さを信頼している消費者は、どうしたらよいのだろうか。食品の表示が頼りの消費者である。日本全体の流通機構の見直しを考えてほしい。

(東京都 女性 54歳 医療・教育職経験者)

### ○ 食品の偽装等の根絶について

日本国民が皆、安心して食品を食べられるように、業者が偽装をして儲かる仕組みをなくし、偽装や改ざんなどした時には、法律で今まで以上に厳しく罰する必要があります。

### 【厚生労働省からのコメント】

食品等事業者に対する立入調査、食品の収去検査、施設や食品の取扱いに係る衛生指導等については、各都道府県等の保健所が実施しており、食品等事業者が食品衛生法上の表示基準に違反した場合は、営業停止等の行政処分を行うことができるほか、懲役刑又は罰金刑が適用されます。

厚生労働省では、食品メーカーによる期限表示の延長等の事案を踏まえ、食品衛生の観点から、関係業界団体に対し、同様の事例の再発防止のため、食品等事業者の責務を再度周知徹底するとともに、都道府県等に対し、食品等事業者に対する指導事項及び監視指導の際の重点監視事項等について通知しており、引き続き、本件について重点的な監視指導を行っているところです。

なお、通知については、下記のホームページで掲載しております。

「広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について」

(自治体向け)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/0201-1a.pdf>

(関係団体向け)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/0201-1b.pdf>

「食品等事業者に対する監視指導の強化について」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/kanshi/dl/071221-1.pdf>

### 【農林水産省からのコメント】

食品偽装事件が相次いだことを受け、昨年12月に決定された「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」に基づく、具体的な取組みとして、

- ① 消費者の加工食品の表示に対する信頼向上を図るため、JAS法の品質表示基準の適用を原料供給者に拡大
- ② 不正表示の監視取締体制強化のため、農林水産省においては、今年4月から東京、大阪及び福岡の各農政事務所に、広域で重大な違反事案に対応するための食品表示特別Gメンを配置(20名)
- ③ 関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会」を設置し、監視強化のための情報共有化及び迅速な対応を図ることとし、さらにこうした対応が円滑に実施されるよう、関係省庁(内閣府、公正取引委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省)の間で「食品表示連絡会議」を設置し、関連情報の共有化を推進しています。

また、食品事業者がJAS法に違反する事実が判明した場合には、早期に適正化が図られるよう迅速に指示・公表を行っているところであり、これは社会的に極めて厳しいペナルティであるため、偽装表示の抑止効果が大きいものと考えております。

さらに、食品企業の不祥事が相次いで発生している現状を踏まえ、食品業界のコンプライアンス(関係法令の遵守や倫理の保持等)の更なる徹底を図るため、食品業界が「道しるべ」として利用するための「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～を決定し、信頼性向上のための自主的取組を推進していきます。

これらの取組を通じて、食品表示の監視体制の強化を図るとともに、食品事業者のコンプライアンスの徹底に向けた自主的な取組を促進させ、食に対する消費者の信頼を確保してまいりたいと考えております。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

#### ○ ウナギの産地偽装について

ウナギの産地偽装表示の防止のためには、輸入ウナギにトレーサビリティ制度を導入して、記録の保管を義務づけるとともに、JAS法の産地表示を国民にわかるようにし、悪質な産地表示違反には罰則を強化することを望みたい。

(宮城県 男性 64歳 食品関係業務経験者)

### 10. その他

#### ○ 中国産食品のトレーサビリティについて

輸入した中国産ウナギの一部からマラカイトグリーンが検出されたが、このような事態の防止のためには、中国の生産現場に日本から指導・検査に行き、トレーサビリティを確立させることが必要ではないか。

(岐阜県 女性 46歳 その他消費者一般)

#### ○ 中国産ウナギから禁止された合成抗菌剤の検出について

中国産ウナギから禁止合成抗菌剤が検出された。輸入食品会社に対し、法律で食品検査を義務づけるとともに、輸入食品にトレーサビリティ制度を導入すること、そして、検疫所の監視体制の強化や食品衛生監視員を増員することを提案したい。

(宮城県 男性 64歳 食品関係業務経験者)

#### 【厚生労働省からのコメント】

中国産ウナギの残留抗菌性物質の問題については、平成15年7月からエンロフロキサシンについて、平成17年8月からマラカイトグリーンについて、平成18年5月からニトロフラン類（フラゾリドン）について、それぞれ食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令（輸入者に対し、輸入の都度、検査の実施を命じ、検査に合格しない限り輸入が認められない制度）を適用しているところです。

引き続き、検疫所における食品衛生監視員の増員、輸入時検査の件数や検査項目の拡充のために検査器機の導入などにより、輸入食品の監視体制の強化を図り、違反食品が我が国に輸入されないよう取り組んで参りたいと考えています。

#### 【農林水産省からのコメント】

食品のトレーサビリティとは、食品がどこから来てどこへ行ったか移動が分かることであり、食中毒等の発生時に、問題となる食品の速やかな回収などに役立つものです。具体的には、個々の事業者が、何を、いつ、どこから入荷し、何を、いつ、どこへ出荷したかを入出荷時に記録・保存する取組です。よって、生産段階で抗菌剤等の生産資材の使用状況を記録・保存することではありません。

農林水産省では、できるだけ多くの事業者で入出荷の記録・保存がなされるよう、

入出荷の記録の保存について実態調査を実施し、多くの事業者に取り組んでいただくよう推進してまいります。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

### ○ 食品添加物グレープフルーツ種子抽出物について

食品添加物グレープフルーツ種子抽出物から合成抗菌剤であるベンゼトニウム、ベンザルコニウム等の医薬品成分や、合成抗菌剤のメチルパラベン等が検出された事例があると聞きました。事実とすれば、どちらも、食品添加物としての使用は認められていない物質ですので、問題です。

(福岡県 男性 58歳 食品関係業務経験者)

### ○ 食の安全の違反業者の事後処遇を消費者にも公表して欲しい

食品の賞味期限の改ざん、産地偽装、内容物の偽装表示、使い回し食品の提供等、食の安全は、生産から流通に至る全ての分野で崩されている。これらは事件化されてしばらくは皆が騒ぎ立てるが、その後についてはわからぬままである。違反業者が事後どの様に処遇されたのかをしっかりと公表し、消費者がその後もそれらの業者について見届けられるようにして欲しい。

(鹿児島県 女性 45歳 医療・教育職経験者)

### ○ 業界団体の自浄作用で食の安全確立を

食品偽装や不正の対策として、同業者による自浄作用の活用が有効だと考える。まずは、法律により、地域の食品衛生協会等に事態への忠告や勧告の権限を付与し、業界と一体になって不正行為の防止に当たることが必要である。

(北海道 男性 64歳 食品関係業務経験者)

### ○ 中国産偽装の影響

最近、次々と出てくる中国産食品の偽装により、土用の丑の日も少なからず影響を受けているようだ。中国産ウナギの売り場には、検査に合格している旨の文章が貼り出されていたが、信用できないのか、国産を選んでいる人が多かった。

(宮城県 女性 27歳 その他消費者一般)

### ○ 農業版ハローワーク開設の利点

食の安全・安心意識の高まりを背景に農業に興味を持つ市民が増えてきています。農業に関心のある市民に農家の仕事を無料で紹介するシステムである農業版ハローワークが兵庫県のJAで開設されました。市民が農業に参加することで農薬などへの正しい知識が得られるので、食の安全につながると考えます。

(兵庫県 女性 38歳 その他消費者一般)

### ○ 市民の食品安全に対する関心

電力会社が主催する味噌作り講習会に参加した。参加されている方は、日常生活の中でなにげなく使っている味噌ひとつ取り上げても、食の安全・安心にとっても関心を持っていることが良くわかった。

(長崎県 女性 52歳 医療・教育職経験者)